

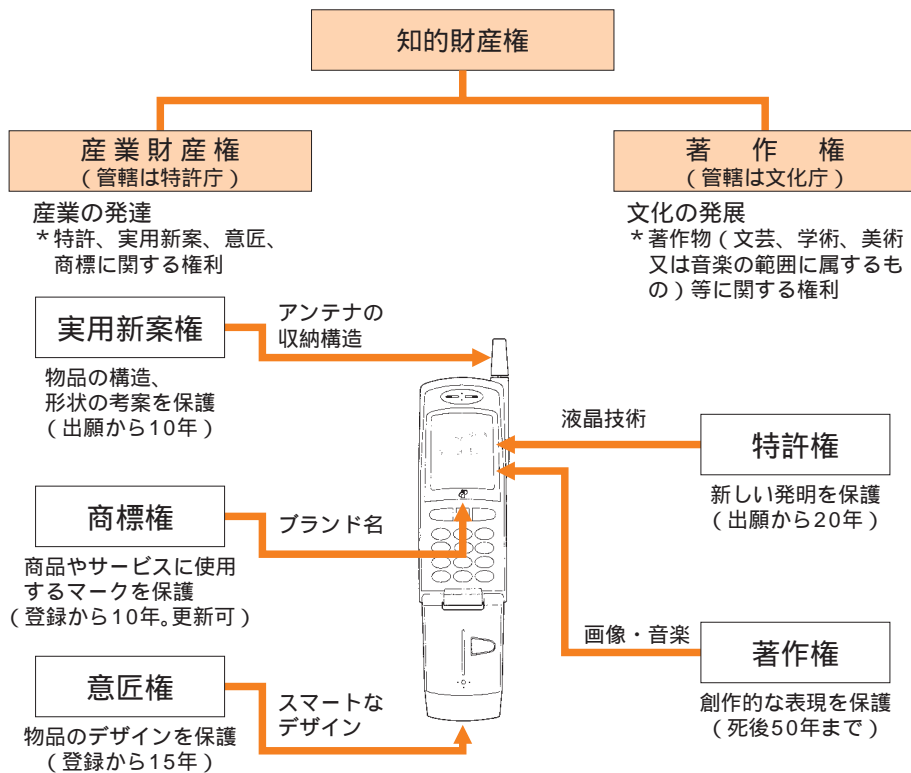
「産業財産権」と「著作権」

知的財産権は大きく2つに分けることができます。

1つは特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった**産業財産権**、もう1つが著作物を保護の対象とする**著作権**で、これは著作権法という法律で保護されています。

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、これに該当するものには小説や論文、絵画、写真、音楽、映画（ビデオ）、コンピュータープログラム等があります。

産業財産権は、登録しなければ権利が発生しません。これに対して著作権は、権利を得るための登録等の手続は一切必要としません。著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。



【著作者の権利の発生及び保護期間について】

著作権、著作者人格権（著作者の人格的利益を保護する権利）、著作隣接権（実演家の録音・録画・放送する権利、レコード製作者、放送事業者等の複製する権利等）は、著作物を創作した時点で「自動的」に発生します。権利を得る手続は、一切必要ありません。これを「無方式主義」といいます。

著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この「保護期間」は、原則として著作者の生存年間及びその死後50年間です。（法人の場合は公表後50年）

【発明やアイデアの保護について】

特許権や実用新案権の権利化には時間も費用もかかるので、発明やアイデアを保護するため、比較的簡単な著作権の登録をしたいということをよく耳にします。

ところが、発明やアイデアそのものは著作物ではありませんから、著作権による保護はできません。

発明やアイデアの保護についての御相談は、特許庁又は当知的所有権センター、著作権の譲渡等は文化庁へお問い合わせください。